

第 6 回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和8年3月23日(月) 午前10時00分から

○議 題

1 議 案

- (1) 議案第10号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (資料1)
- (2) 議案第11号 練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則 (資料2)
- (3) 議案第12号 練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則 (資料3)
- (4) 議案第13号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (資料4)
- (5) 議案第14号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料5)
- (6) 議案第15号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料6)
- (7) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料7)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針の策定について (資料8)

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和8年度組織改正について (参考資料1)
 - ② 令和8年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料9)
 - ③ 今後の特別支援学級の増設について (資料10)
 - ④ 練馬こども園に対する新規補助事業の開始等および私立幼稚園園児保護者補助金の支給方法の変更について (資料11)
 - ⑤ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について (資料12-1~2)
 - ⑥ その他

議案第 10 号

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 23 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

特別支援学級の宿泊学習に関すること。

その他特別支援学級に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。

教育福祉担当係長

心身障害児童生徒および区立学校への支援に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。

第14条の表教育振興部の部学務課の款特別支援教育系の項を削り、同表子ども家庭部の部子育て支援課の款庶務系の項中第6号を第7号とし、第5号のつぎにつぎの1号を加える。

区立児童館（厚生文化会館を含む。）および区立学童クラブの職員（児童指導および用務の職にある者に限る。）に関すること。

第14条の表子ども家庭部の部子育て支援課の款児童館系の項から放課後対策調整系の項までを削り、同款児童手当系の項のつぎにつぎのように加える。

子ども育成係

児童の健全育成に関すること。

区立児童館に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。

課所管施設に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。

学童入会係

区立学童クラブの入会制度および保育料に関すること。

学童クラブ保育料の賦課徴収に関すること。

放課後支援係

ねりっこクラブおよび学童クラブの運営に関すること（他の係に属するものを除く。）。

学童クラブの支援調整に関すること。

夏休み等居場所づくり事業に関すること。

児童館および学童クラブの職員の研修に関すること。

特別支援係

区立学童クラブの障害児および医療的ケア児の保育に関すること。

練馬区立貫井学童クラブに関すること。

事業係

ねりっこクラブおよび学童クラブの業務委託契約に関すること。

夏休み等居場所づくり事業の業務委託契約に関すること。

学童クラブの実施状況調査に関すること。

事業調整係

認証学童クラブの導入、運用等に関すること。

民間学童クラブ事業に関すること。

放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関すること。

第14条の表こども家庭部の部子育て支援課の款学校応援団・開放系の項第4号を削り、同款児童施設系の項第1号中「部」を「課」に改め、同項第2号中「部」を「課」に改め、「（青少年課に属するものを除く。）」を削り、同項のつぎにつぎのように加える。

施設調整担当係長

ねりっこクラブ実施校における学童クラブ室等の改築・改修工事に伴う調整に関すること。

第14条の表こども家庭部の部子育て支援課の款こども施策担当係長の項第1号中「子育て支援施策および子育て支援事業の計画に係る総合的な企画」を「子ども・子育て支援施策に係る計画の立案」に改め、「連絡」を削り、同項第2号および第3号を削り、同項第4号中「子育て支援策」を「子ども・子育て支援施策」に改め、「連絡」を削り、同号を同項第2号とし、同項につぎの1号を加える。

放課後児童対策に係る企画および調整に関すること。

第14条の表こども家庭部の部子育て支援課の款こども施策担当係長の項第5号中「連絡」を削り、同号を同項第4号とする。

第14条の表こども家庭部の部保育課の款管理系の項第2号および第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とする。

第14条の表こども家庭部の部保育課の款保育企画担当係長の項につぎの1号を加える。

保育所等の負担金および補助金に関すること。

第14条の表こども家庭部の部保育課の款公立保育所係の項のつぎにつきのよう
に加える。

保育施設係

課所管施設の維持管理に関すること。

第15条の表教育振興部教育施策課長の項のつぎにつきのように加える。

教育振興部教育福祉課長

特別支援教育に係る施策の企画、立案および実施に関すること。

特別支援教育実施方針に係る事業の調整および進行管理に関するこ
と。

心身障害児童生徒および区立学校への支援に関すること。

心身障害児童生徒の就学および転退学事務に関すること。

特別支援学級に関すること（他の課に属するものを除く。）。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

教育委員会事務局

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

教育委員会事務局組織について、新たな行政課題に対応するとともに、より効率的で効果的な事務の執行体制を整備するため所要の改正を行う。

2 改正の内容

教育振興部学務課ならびにこども家庭部子育て支援課、保育課を以下のとおり改組し、その分掌事務を整理する。

ア 教育振興部担当課の新設

「教育福祉課」を新設する。

イ 教育振興部学務課の改組

「教育福祉担当係」を新設する。

「就学相談係」および「特別支援教育係」の順を変更する。

ウ こども家庭部子育て支援課の改組

「児童館係」「特別支援担当係」「放課後対策第一係」「放課後対策第二係」「放課後対策調整係」を廃止し、「こども育成係」「学童入会係」「放課後支援係」「特別支援係」「事業係」「事業調整係」「施設調整担当係」を新設する。

エ こども家庭部保育課の改組

「保育施設係」を新設する。

その他改正内容

こども家庭部こども施策企画課の分掌事務を整理する。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>教育振興部</p> <p>[略]</p> <p>学務課</p> <p>[略]</p> <p><u>就学相談係</u></p> <p><u>特別支援教育係</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>こども家庭部</p> <p>子育て支援課</p> <p>[略]</p> <p><u>児童館係</u></p> <p><u>放課後対策第一係</u></p> <p><u>放課後対策第二係</u></p> <p><u>放課後対策調整係</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p> <p>保育課</p> <p>[略]</p> <p><u>公立保育所係</u></p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(部、課および係の長等ならびに担当課長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 事務局につきの担当課長を置く。</p> <p><u>教育振興部教育施策課長</u></p> <p>[新設]</p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>教育振興部</p> <p>[略]</p> <p>学務課</p> <p>[略]</p> <p><u>特別支援教育係</u></p> <p><u>就学相談係</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>こども家庭部</p> <p>子育て支援課</p> <p>[略]</p> <p><u>こども育成係</u></p> <p><u>学童入会係</u></p> <p><u>放課後支援係</u></p> <p><u>特別支援係</u></p> <p><u>事業係</u></p> <p><u>事業調整係</u></p> <p>[略]</p> <p>保育課</p> <p>[略]</p> <p><u>公立保育所係</u></p> <p><u>保育施設係</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(部、課および係の長等ならびに担当課長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 事務局につきの担当課長を置く。</p> <p><u>教育振興部教育施策課長</u></p> <p><u>教育振興部教育福祉課長</u></p>

[略]

3 事務局につきの担当係長を置く。

教育総務課

[略]

[新設]

[略]

子育て支援課

特別支援担当係長

[略]

[略]

(分掌事務)

第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。

教育振興部

～ [略]

[略]

学務課

[略]

学事係

～ [略]

[新設]

[略]

3 事務局につきの担当係長を置く。

教育総務課

[略]

学務課

教育福祉担当係長

[略]

子育て支援課

施設調整担当係長

[略]

[略]

(分掌事務)

第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。

教育振興部

～ [略]

[略]

学務課

[略]

学事係

～ [略]

特別支援教育係

特別支援教育に係る施策の企画、立案および実施に関すること。

特別支援教育実施方針に係る事業の調整および進行管理に関すること。

特別支援学級運営費の経理に関すること。

特別支援学級の宿泊学習に関すること。

その他特別支援学級に関すること(課内他の係に属するものを除く。)。

[新設]

[略]

特別支援教育係

特別支援教育実施方針に係る事業の調整および進行管理に関すること。

特別支援学級運営費の経理に関すること。

特別支援学級の宿泊学習に関すること。

その他特別支援学級に関すること(課内他の係に属するものを除く。)。

[略]

[略]

こども家庭部

・ [略]

子育て支援課

庶務係

～ [略]

[新設]

— [略]

児童手当係

～ [略]

児童館係

児童館に関すること。

学童クラブに関すること(課内他の係に属するものを除く。)。

教育福祉担当係長

心身障害児童生徒および区立学校への支援に関すること(部内他の課に属するものを除く。)。

[略]

[削る]

[略]

[略]

こども家庭部

・ [略]

子育て支援課

庶務係

～ [略]

区立児童館(厚生文化会館を含む。)および区立学童クラブの職員(児童指導および用務の職にある者に限る。)に関すること。

— [略]

児童手当係

～ [略]

[削る]

<p><u>児童の健全育成に関すること。</u></p>	
<p><u>学童クラブの支援調整に関すること。</u></p>	
<p><u>特別支援担当係長</u> <u>区立学童クラブの障害児保育に関すること。</u> <u>練馬区立貫井地区区民館学童クラブに関すること。</u></p>	<p>[削る]</p>
<p><u>放課後対策第一係</u> <u>ねりっこクラブの運営に関すること。</u> <u>学童クラブの入会制度および保育料に関すること。</u> <u>学童クラブ連絡メールおよびキッズ安心メールに関すること。</u> <u>児童館および学童クラブ職員の研修に関すること。</u> <u>練馬区放課後子ども総合プランに関すること。</u></p>	<p>[削る]</p>
<p><u>放課後対策第二係</u> <u>ねりっこクラブおよび学童クラブの業務委託契約に関すること。</u> <u>業務委託により運営する学童クラブの運営に関すること。</u> <u>放課後児童等の広場事業に関すること。</u></p>	<p>[削る]</p>
<p><u>放課後対策調整係</u> <u>放課後児童対策に係る企画および連絡調整に関すること。</u></p>	<p>[削る]</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>こども育成係</u> <u>児童の健全育成に関すること。</u> <u>区立児童館に関すること(課内他の係に属するものを除</u></p>

	<p>く。)。。</p> <p><u>課所管施設に関すること(課内他の係に属するものを除く。)。。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>学童入会係</u></p> <p><u>区立学童クラブの入会制度および保育料に関すること。</u></p> <p><u>学童クラブ保育料の賦課徴収に関すること。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>放課後支援係</u></p> <p><u>ねりっこクラブおよび学童クラブの運営に関すること(他の係に属するものを除く。)。。</u></p> <p><u>学童クラブの支援調整に関すること。</u></p> <p><u>夏休み等居場所づくり事業に関すること。</u></p> <p><u>児童館および学童クラブの職員の研修に関すること。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>特別支援係</u></p> <p><u>区立学童クラブの障害児および医療的ケア児の保育に関すること。</u></p> <p><u>練馬区立貫井学童クラブに関すること。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>事業係</u></p> <p><u>ねりっこクラブおよび学童クラブの業務委託契約に関すること。</u></p> <p><u>夏休み等居場所づくり事業の業務委託契約に関すること。</u></p> <p><u>学童クラブの実施状況調査に関すること。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>事業調整係</u></p> <p><u>認証学童クラブの導入、運用等に関すること。</u></p> <p><u>民間学童クラブ事業に関する</u></p>

学校応援団・開放係

～ [略]

外遊びの場の提供事業に関する
こと。

児童施設係

部所管施設の建設計画に関する
こと。

部所管施設の維持管理に関する
こと(青少年課に属するものを除く。)

[新設]

こども施策担当係長

子育て支援施策および子育て
支援事業の計画に係る総合的な
企画および連絡調整に関する
こと。

次世代育成支援行動計画に関する
こと。

児童相談体制の構築に係る企
画および連絡調整に関する
こと。

子育て支援策に係る事業の企
画および連絡調整に関する
こと。

[新設]

幼保一元化に係る企画および
連絡調整に関する
こと。

保育課

管理係

こと。

放課後児童健全育成事業の設
備および運営の基準に関する
こと。

学校応援団・開放係

～ [略]

[削る]

児童施設係

課所管施設の建設計画に関する
こと。

課所管施設の維持管理に関する
こと。

施設調整担当係長

ねりっこクラブ実施校におけ
る学童クラブ室等の改築・改修
工事に伴う調整に関する
こと。

こども施策担当係長

子ども・子育て支援施策に係
る計画の立案および調整に関する
こと。

[削る]

[削る]

子ども・子育て支援施策に係
る事業の企画および調整に関する
こと。

放課後児童対策に係る企画お
よび調整に関する
こと。

幼保一元化に係る企画および
調整に関する
こと。

保育課

管理係

[略]

保育所等の負担金および補助金に関すること。

電算システムに関すること。

__ ~ __ [略]

保育企画担当係長

~ [略]

[新設]

[略]

公立保育所係

~ [略]

[新設]

[略]

(担当課長の担任意務)

第15条 第3条第2項の規定により設置された担当課長の担任意務は、つぎのとおりとする。

教育振興部教育施策課長

~ [略]

[新設]

[略]

[略]

[削る]

[削る]

__ ~ __ [略]

保育企画担当係長

~ [略]

保育所等の負担金および補助金に関すること。

[略]

公立保育所係

~ [略]

保育施設係

課所管施設の維持管理に関すること。

[略]

(担当課長の担任意務)

第15条 第3条第2項の規定により設置された担当課長の担任意務は、つぎのとおりとする。

教育振興部教育施策課長

~ [略]

教育振興部教育福祉課長

特別支援教育に係る施策の企画、立案および実施に関すること。

特別支援教育実施方針に係る事業の調整および進行管理に関すること。

心身障害児童生徒および区立学校への支援に関すること。

心身障害児童生徒の就学および転退学事務に関すること。

特別支援学級に関すること(他の課に属するものを除く。)

[略]

付 則 [略]

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

練馬区教育委員会事務局組織 一覧

現 行

改 正 案

教育振興部

教育振興部

教育総務課

教育総務課

教育施策課

教育施策課

学務課

学務課

管理係

管理係

学事係

学事係

就学相談係

特別支援教育係

幼稚園係

幼稚園係

教育福祉課【新設】

▶ 特別支援教育係

教育福祉担当係【新設】

▶ 就学相談係

学校施設課

学校施設課

保健給食課

保健給食課

教育指導課

教育指導課

副参事

副参事

学校教育支援センター

学校教育支援センター

光が丘図書館

光が丘図書館

学校教育支援センター・図書館の事項は、規則ではなく処務規程により定めている。

現 行

改 正 案

こども家庭部

こども家庭部

子育て支援課

子育て支援課

庶務係

庶務係

児童手当係

児童手当係

児童館係

【廃止】

特別支援担当係

【廃止】

放課後対策第一係

【廃止】

放課後対策第二係

【廃止】

放課後対策調整係

【廃止】

再編

こども育成係【新設】

学童入会係【新設】

放課後支援係【新設】

特別支援係【新設】

事業係【新設】

事業調整係【新設】

学校応援団・開放係

学校応援団・開放係

児童施設係

児童施設係

施設調整担当係【新設】

こども施策企画課

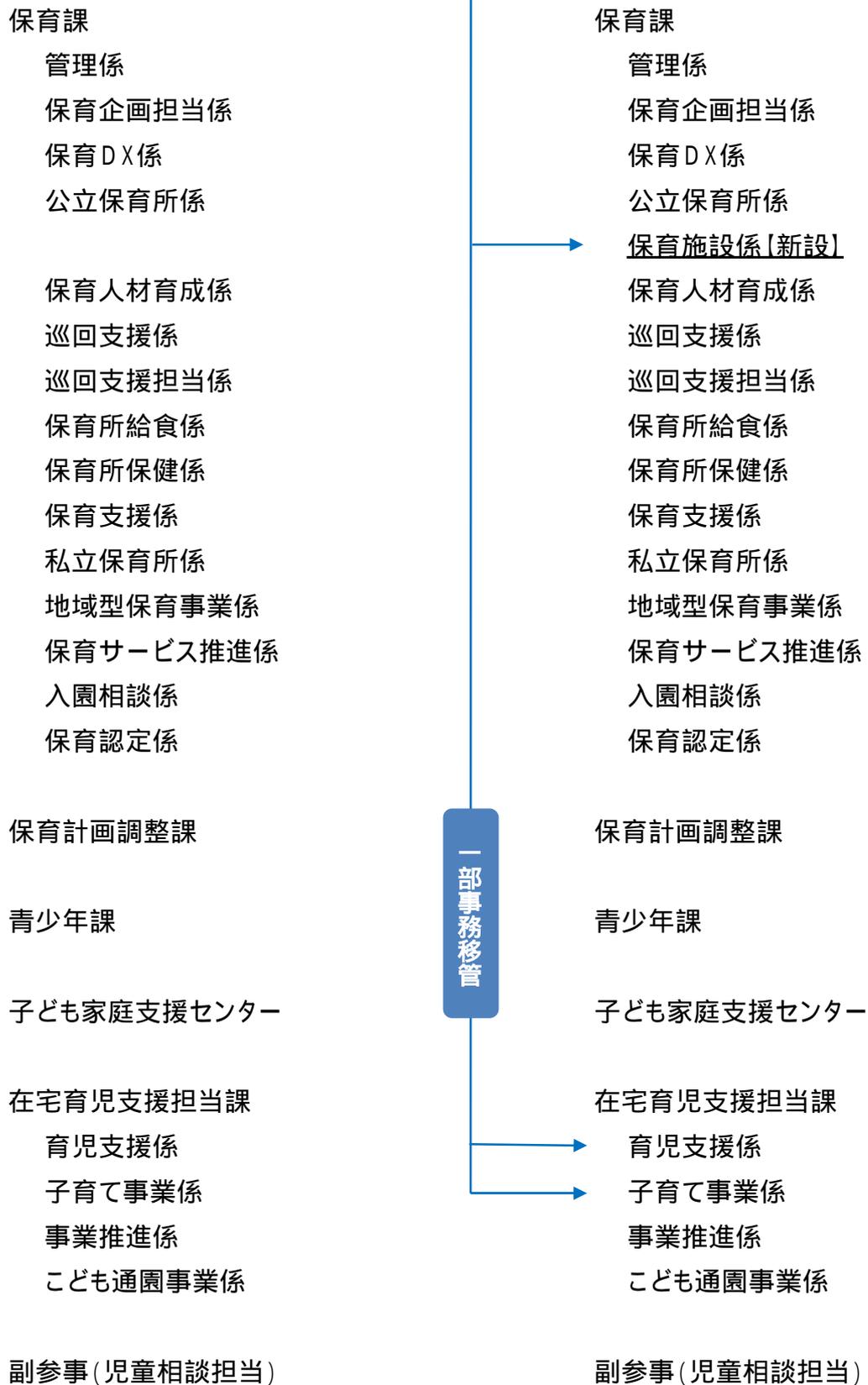
こども施策企画課

こども施策担当係

こども施策担当係

一部事務移管

一部事務移管



子ども家庭支援センター・在宅育児支援担当課の事項は、組織規則ではなく処務規程により定めている。

議案第 1 1 号

練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則の
一部を改正する規則

練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則（令和
7年9月練馬区教育委員会規則第14号）の一部をつぎのように改正する。

第15条中「利用終了時間」を「利用開始時間」に改める。

別表第3をつぎのように改める。

別表第3（第11条、第16条関係）

区分
1 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、75歳以上の者かつ区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在勤または在学の者である団体
2 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、障害者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体
3 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、65歳以上の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体
4 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体
5 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が区内に在住、在勤または在学の者である団体
6 構成員が10人未満で、そのうちの半数以上が、区内に在住、在勤もしくは在学の者である団体または区内に在住、在勤もしくは在学の個人
7 前各項に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体または個人
8 前各項のいずれにも該当しない団体および個人

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月 23 日
教育振興部教育総務課

練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する 規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

利用者が施設の予約を自己の都合により直前にキャンセルもしくはキャンセルを行わずに利用しなかった場合は、システムの利用を制限することとしている。施設の適切な利用を促すとともに、空室を他の利用者が使用する事を可能とするため、利用制限がかかる時点を改める。

また、規則に規定された団体区分を、施設固有の優先団体に合わせた規定とするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

予約のキャンセルに伴う利用制限を課す時点を、以下のとおり改正する。
(第15条関係)

利用制限	改正前	改正後
30日間の利用制限	6日前から利用日の <u>終了時点</u> までにキャンセル	6日前から利用日の <u>開始時点</u> までにキャンセル
90日間の利用制限	利用日の <u>終了時点</u> までにキャンセルなしで施設利用なし	利用日の <u>開始時点</u> までにキャンセルなしで施設利用なし

イメージ（施設予約をキャンセルした時に利用制限がかかる期日）

改正前

～ 7 日前まで	6 日前～	施設利用日当日 利用開始時点 利用終了時点	利用時間後～
利用制限なし	30 日間の利用制限		90 日間の利用制限

改正後

～ 7 日前まで	6 日前～	施設利用日当日 利用開始時点 利用終了時点	利用時間後～
利用制限なし	30 日間の利用制限	90 日間の利用制限	

施設の適切な利用を促し、空室を他の利用者が使用する事が可能となる。

別表第3に規定する団体の区分を、施設固有の優先団体に合わせた区分に改める。（別表第3（第11条、第16条関係））

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則新旧対照表

現 行	改正案												
<p>(利用の制限)</p> <p>第15条 委員会は、施設の利用の予約をした登録者が利用予定日の6日前から<u>利用終了時間</u>までの間に利用を取り消し、または変更(利用時間の延長を除く。)したときは、別に定めるところを除き、予約システムの利用を当該利用予定日の翌日から30日間制限することができる。</p> <p>2 委員会は、施設の利用の予約をした登録者が<u>利用終了時間</u>までに利用の取消し手続をしないで施設の利用をしなかったときは、別に定めるところを除き、予約システムの利用を利用予定日の翌日から90日間制限することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">別表第3(第11条、第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、75歳以上の者かつ区の区域内(以下「区内」という。)に在住、在勤または在学の者である団体</td> </tr> <tr> <td>構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、障害者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体</td> </tr> <tr> <td>構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、65歳以上の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体</td> </tr> <tr> <td>構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体</td> </tr> <tr> <td>構成員が10人以上で、そのうちの半数</td> </tr> </tbody> </table>	区分	構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、75歳以上の者かつ区の区域内(以下「区内」という。)に在住、在勤または在学の者である団体	構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、障害者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体	構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、65歳以上の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体	構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体	構成員が10人以上で、そのうちの半数	<p>(利用の制限)</p> <p>第15条 委員会は、施設の利用の予約をした登録者が利用予定日の6日前から<u>利用開始時間</u>までの間に利用を取り消し、または変更(利用時間の延長を除く。)したときは、別に定めるところを除き、予約システムの利用を当該利用予定日の翌日から30日間制限することができる。</p> <p>2 委員会は、施設の利用の予約をした登録者が<u>利用開始時間</u>までに利用の取消し手続をしないで施設の利用をしなかったときは、別に定めるところを除き、予約システムの利用を利用予定日の翌日から90日間制限することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">別表第3(第11条、第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、75歳以上の者かつ区の区域内(以下「区内」という。)に在住、在勤または在学の者である団体</td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、障害者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、65歳以上の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体</td> </tr> <tr> <td><u>5</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半</td> </tr> </tbody> </table>	区分	<u>1</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、75歳以上の者かつ区の区域内(以下「区内」という。)に在住、在勤または在学の者である団体	<u>2</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、障害者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体	<u>3</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、65歳以上の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体	<u>4</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体	<u>5</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半
区分													
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、75歳以上の者かつ区の区域内(以下「区内」という。)に在住、在勤または在学の者である団体													
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、障害者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体													
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、65歳以上の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体													
構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体													
構成員が10人以上で、そのうちの半数													
区分													
<u>1</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、75歳以上の者かつ区の区域内(以下「区内」という。)に在住、在勤または在学の者である団体													
<u>2</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、障害者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体													
<u>3</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、65歳以上の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体													
<u>4</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在勤または在学の者である団体													
<u>5</u> 構成員が10人以上で、そのうちの半													

<p>上が区内に在住、在勤または在学の者である団体</p>	<p>数以上が区内に在住、在勤または在学の者である団体</p>
<p>構成員が10人未満でそのうちの半数以上が区内に在住、在勤もしくは在学の者である団体または区内に在住、在勤もしくは在学の個人</p>	<p><u>6</u> 構成員が10人未満で、そのうちの半数以上が、区内に在住、在勤もしくは在学の者である団体または区内に在住、在勤もしくは在学の個人</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>7</u> 前各項に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体または個人</p>
<p>上記のいずれにも該当しない団体および個人</p>	<p><u>8</u> 前各項のいずれにも該当しない団体および個人</p>

議案第 1 2 号

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則（平成28年5月練馬区教育委員会規則第17号）の一部をつぎのように改正する。

第3条第2項中「教育振興部長の職にある者を充てる」を「委員の互選により定める」に改める。

別表学識経験者の項中「1人」を「2人」に改め、同表教育委員会関係者の項中「、教育振興部教育総務課長、教育振興部教育施策課長、教育振興部学務課長、教育振興部学校施設課長、教育振興部教育指導課長」を削り、同表につぎのように加える。

地域団体等関係者	地域団体等の代表者（2人）
----------	---------------

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会の専門的な知見に基づく検討体制の強化を図るとともに、より広く意見を聴取するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 「委員長は、教育振興部長の職にある者を充てる。」を「委員長は、委員の互選により定める。」に改める。
- (2) 学識経験者を「1人」から「2人」に改める。
- (3) 教育委員会関係者のうち、「、教育振興部教育総務課長、教育振興部教育施策課長、教育振興部学務課長、教育振興部学校施設課長、教育振興部教育指導課長」を削除する。
- (4) 地域団体等関係者を2人加える。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則新旧対照表

現 行	改正案																				
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は、<u>教育振興部長の職にある者を充てる。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は、<u>委員の互選により定める。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>																				
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																				
<table border="1"> <tr> <td>学校関係者</td> <td>小学校長（2人）、中学校長（2人）、幼稚園長（1人）</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>教育に関する識見を有する者（<u>1人</u>）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会関係者</td> <td>教育振興部長、教育振興部教育総務課長、教育振興部教育施策課長、教育振興部学務課長、教育振興部学校施設課長、教育振興部教育指導課長</td> </tr> <tr> <td>PTA関係者</td> <td>練馬区小学校PTA連合協議会および練馬区立中学校PTA連合協議会の代表者（各1人）</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> </table>	学校関係者	小学校長（2人）、中学校長（2人）、幼稚園長（1人）	学識経験者	教育に関する識見を有する者（ <u>1人</u> ）	教育委員会関係者	教育振興部長、教育振興部教育総務課長、教育振興部教育施策課長、教育振興部学務課長、教育振興部学校施設課長、教育振興部教育指導課長	PTA関係者	練馬区小学校PTA連合協議会および練馬区立中学校PTA連合協議会の代表者（各1人）	[新設]	[新設]	<table border="1"> <tr> <td>学校関係者</td> <td>小学校長（2人）、中学校長（2人）、幼稚園長（1人）</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>教育に関する識見を有する者（<u>2人</u>）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会関係者</td> <td>教育振興部長</td> </tr> <tr> <td>PTA関係者</td> <td>練馬区小学校PTA連合協議会および練馬区立中学校PTA連合協議会の代表者（各1人）</td> </tr> <tr> <td>地域団体等関係者</td> <td><u>地域団体等の代表者（2人）</u></td> </tr> </table>	学校関係者	小学校長（2人）、中学校長（2人）、幼稚園長（1人）	学識経験者	教育に関する識見を有する者（ <u>2人</u> ）	教育委員会関係者	教育振興部長	PTA関係者	練馬区小学校PTA連合協議会および練馬区立中学校PTA連合協議会の代表者（各1人）	地域団体等関係者	<u>地域団体等の代表者（2人）</u>
学校関係者	小学校長（2人）、中学校長（2人）、幼稚園長（1人）																				
学識経験者	教育に関する識見を有する者（ <u>1人</u> ）																				
教育委員会関係者	教育振興部長、教育振興部教育総務課長、教育振興部教育施策課長、教育振興部学務課長、教育振興部学校施設課長、教育振興部教育指導課長																				
PTA関係者	練馬区小学校PTA連合協議会および練馬区立中学校PTA連合協議会の代表者（各1人）																				
[新設]	[新設]																				
学校関係者	小学校長（2人）、中学校長（2人）、幼稚園長（1人）																				
学識経験者	教育に関する識見を有する者（ <u>2人</u> ）																				
教育委員会関係者	教育振興部長																				
PTA関係者	練馬区小学校PTA連合協議会および練馬区立中学校PTA連合協議会の代表者（各1人）																				
地域団体等関係者	<u>地域団体等の代表者（2人）</u>																				

議案第 1 3 号

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月練馬区教育委員会規則第9号）の一部をつぎのように改正する。

第8条の5をつぎのように改める。

（主任教諭等）

第8条の5 小・中学校に主務教諭を置くことができる。

2 主務教諭は、児童または生徒の教育をつかさどり、および命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

4 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童または生徒の養護をつかさどり、および命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童または生徒の栄養の指導および管理をつかさどり、ならびに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第9条第1項ただし書、同条第2項ただし書および同条第3項ただし書中「主幹教諭」のつぎに「または教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第33条をつぎのように改める。

（主任教諭および主任養護教諭）

第33条 幼稚園に、特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識または経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

第36条中「、第8条の5第1項および第2項」を削る。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

学校教育法の改正に伴い、主務教諭が設置されたため。

2 改正の内容

主務教諭の職の位置づけは現在東京都教育委員会で設置している主任教諭と同等であることから、名称は主任教諭を維持する整備を行うとともに、文言の整理を行う。

【参考】職の位置づけと職務について（管理職を除く）



教諭	児童または生徒の教育をつかさどる。
主任（主務）教諭	児童または生徒の教育をつかさどり、および命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
主幹教諭	校長および副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、ならびに児童または生徒の教育をつかさどる。
指導教諭	児童または生徒の教育をつかさどり、ならびに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善および助言を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(主任教諭等)</p> <p>第8条の5 小・中学校に、特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 小・中学校に、特に高度の知識または経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</p> <p>3 小・中学校に、特に高度の知識または経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</p>	<p>(主任教諭等)</p> <p>第8条の5 小・中学校に主務教諭を置くことができる。</p> <p>2 主務教諭は、児童または生徒の教育をつかさどり、および命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</p> <p>3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。</p> <p>4 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童または生徒の養護をつかさどり、および命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</p> <p>5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</p> <p>6 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童または生徒の栄養の指導および管理をつかさどり、ならびに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</p> <p>7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。</p>
<p>(主任)</p> <p>第9条 小・中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任および学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p>	<p>(主任)</p> <p>第9条 小・中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任および学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭または教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別</p>

- 2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。
- 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

第33条 削除

[新設]

(準用規定)

第36条 第3条から第6条まで、第7条、第8条の5第1項および第2項、第16条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条ならびに第32条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「3月26日から4月6日まで」とあるのは「3月19日から4月7日まで」と、「校長」とあるのは「園長」と、「小・中学校」とあるのは「幼稚園」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、「児童または生徒の教育」とあるのは「幼児の保育」と、「および同項を準用する法第49条」とあるのは「を準用する法第28条」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替えるも

の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

- 2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭または教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。
- 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭または教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

(主任教諭および主任養護教諭)

第33条 幼稚園に、特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

- 2 幼稚園に、特に高度の知識または経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

(準用規定)

第36条 第3条から第6条まで、第7条、第16条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条ならびに第32条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「3月26日から4月6日まで」とあるのは「3月19日から4月7日まで」と、「校長」とあるのは「園長」と、「小・中学校」とあるのは「幼稚園」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、「児童または生徒の教育」とあるのは「幼児の保育」と、「および同項を準用する法第49条」とあるのは「を準用する法第28条」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替えるものとする。

のとする。

付 則 [略]

付 則

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部
を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第7号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第2項中「第23条第3項第1号」を「第23条第3項」に改め、「勤務は、」のつぎに「同条第1項本文の」を加える。

第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条のつぎにつぎの1条を加える。

第4条 つぎに掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合

付則第2項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

国の取扱い（令和 6 年人事院勧告）との均衡等を踏まえ、管理職員の処遇改善（管理職特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大）を図るため。

2 改正の内容

週休日等以外の日における支給対象時間の拡大に伴う規定の整備を行うとともに、文言の整理を行う。

- ・ 引き続き勤務について
週休日等の勤務 平日夜間の勤務
平日夜間の勤務 週休日等の勤務
- いずれも「週休日等の勤務」とみなす。

【参考】管理職特別勤務手当の額

同規則より抜粋

第 2 条 条例第 23 条第 3 項第 1 号の練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める額は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（略）

ア 園長 10,000 円

イ 副園長 8,000 円（略）

条例第 23 条第 3 項第 1 号 = 週休日等の勤務

第 3 条 条例第 23 条第 3 項第 2 号の規則で定める額は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（略）

ア 園長 5,000 円

イ 副園長 4,000 円

条例第 23 条第 3 項第 2 号 = 平日夜間の勤務

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第23条第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>条例第23条第1項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした条例第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 当分の間、条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号および<u>第3条第1項第1号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第23条第3項の規則で定める勤務は、<u>同条第1項本文の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第3条 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>第4条 <u>つぎに掲げる場合には、条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。</u></p> <p><u>条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p> <p><u>条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合</u></p> <p>第5条 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 当分の間、条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号および<u>第3条第1号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50</p>

て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 15 号

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 23 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第8号）の一部をつぎのように改正する。

第5条第1項中「から第13号まで」を削り、第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、同条第5項中「、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間または子育て部分休暇」を「または修学部分休業」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月 23 日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

給与条例の改正に伴い、職務給原則の更なる徹底を図り、職務・職責をより重視したメリハリのある給与制度を実現することで、休暇の取得もしやすくなるなど働きやすさが向上し、結果として昇任への意欲が高まるようにするため。

また、学校教育法の改正に伴い、主務教諭が設置されたため。

2 改正の内容

欠勤等日数の算定から高齢者部分休業、育児部分休業、子育て部分休暇を除く。

対象	改正前	改正後
高齢者部分休業 育児部分休業 子育て部分休暇	7 時間 45 分をもって 1 / 3 日に換算する	算定しない

【参考】給与条例の改正に伴う勤勉手当の減額率の見直しについて

令和 7 年 12 月 2 日から、欠勤日数に応じた減額率が引き上げられた。

(例) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間が 4 日あること

減額率：100 分の 30 100 分の 40

主務教諭の設置による管理運営規則の改正に伴い、文言の整理を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中のつぎに掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。)第5条および第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。)として換算した日数(1日(第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。</p> <p>～ [略]</p> <p><u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)をしている職員として在職した期間</u></p> <p><u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した</u></p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中のつぎに掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。)第5条および第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。)として換算した日数(1日(第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。</p> <p>～ [略]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>

期間

勤務時間条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

— [略]

— [略]

2～4 [略]

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間または子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。

付 則 [略]

別表第2（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>練馬区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年9月練馬区教育委員会規則第9号)第36条の規定により準用する同規則第8条の5第1項または第</u>	100分の5

[削る]

— [略]

— [略]

2～4 [略]

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間または修学部分休業より勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第2（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5

2項に規定する主任教諭または主任養護教諭			
----------------------	--	--	--

議案第 16 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 23 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第9号）の一部をつぎのように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

第5条第6項中「または子育て部分休暇」を「、子育て部分休暇、高齢者部分休業または病気休暇」に、「介護休暇に」を「介護休暇、高齢者部分休業または病気休暇に」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

給与条例の改正に伴い、勤勉手当の支給月額を定め、職務給原則の更なる徹底を図り、職務・職責をより重視したメリハリのある給与制度を実現することで、休暇の取得もしやすくなるなど働きやすさが向上し、結果として昇任への意欲が高まるようにするため。

また、学校教育法の改正に伴い、主務教諭が設置されたため。

2 改正の内容

管理職および一般職員の支給割合を改定する。

支給対象	支給割合			
	定年前再任用短時間勤務職員以外		定年前再任用短時間勤務職員	
	改正前	改正後	改正前	改正後
管理職	100 分の 137.5	100 分の 136.25	100 分の 68.75	100 分の 67.5
一般職員	100 分の 120	100 分の 118.75	100 分の 60	100 分の 58.75

高齢者部分休業および病気休暇の取扱いについて、それぞれの実取得期間が 30 日を超えた場合に限り欠勤等日数に算定する旨を定める。

対象	改正前	改正後
高齢者部分休業 病気休暇	7 時間 45 分をもって 1 日に換算する	<u>30 日を超える場合は</u> 7 時間 45 分をもって 1 日に換算する

【参考】給与条例の改正に伴う勤勉手当の減額率の見直しについて

令和 7 年 12 月 2 日から、欠勤日数に応じた減額率が引き上げられた。

(例) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間が 4 日あること

減額率：100 分の 30 100 分の 40

主務教諭の設置による管理運営規則の改正に伴い、文言の整理を行う。

3 施行期日
令和8年4月1日

4 新旧対照表
別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の120</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の137.5</u>)</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の68.75</u>)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の118.75</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の136.25</u>)</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の58.75</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の67.5</u>)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第1項および前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業または<u>子育て部分休暇</u>により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において<u>介護休暇</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として</p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第1項および前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業、<u>子育て部分休暇</u>、<u>高齢者部分休業</u>または<u>病気休暇</u>により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において<u>介護休暇</u>、<u>高齢者部分休業</u>または<u>病</u></p>

承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業または子育て部分休暇により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とする。）を合計した日および時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 [略]

付 則 [略]

別表第3（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10

気休暇により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業、子育て部分休暇、高齢者部分休業または病気休暇により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とする。）を合計した日および時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 [略]

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第3（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10

<u>練馬区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年9月練馬区教育委員会規則第9号)第36条の規定により準用する同規則第8条の5第1項または第2項に規定する主任教諭または主任養護教諭</u>	100分の5	<u>職員のうちその属する職務の級が2級であるもの</u>	100分の5
---	--------	-------------------------------	--------

令和 8 年 3 月 23 日
教育振興部教育総務課

練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり「練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定する。

記

1 策定の理由

地方自治法の一部改正により、D の進展を踏まえた対応として、地方公共団体の議会、長その他の執行機関は、それぞれサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講じなければならないものとされたため。

2 策定の内容

目的

教育委員会における情報セキュリティ（サイバーセキュリティを含む。）対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

適用範囲

教育委員会および教育委員会事務局

職員等の遵守義務

教育委員会事務局の職員、教育委員等は、情報セキュリティの重要性について共通認識を持ち、情報資産を適切に取り扱わなければならない旨定める。

情報セキュリティ対策

情報資産の保護のために講じる情報セキュリティ対策について定める。

情報セキュリティ点検の実施

定期的または必要に応じて点検を実施することについて定める。

情報セキュリティ対策の見直し

情報セキュリティ対策を定期的または必要に応じて見直し、情報セキュリティの向上を図る旨定める。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 基本方針（案）

別紙のとおり

5 基本方針の公表

策定した基本方針については、練馬区ホームページで公表する。

(案)

練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針

令和 年 月 日
練教教第 号

目次

- 1 目的
- 2 定義
- 3 適用範囲
- 4 職員等の遵守義務
- 5 情報セキュリティ対策
- 6 情報セキュリティ点検の実施
- 7 情報セキュリティ対策の見直し

付則

1 目的

この基本方針は、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基本方針において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ネットワーク

電子情報の伝達を目的として設置される通信回線網をいう。

情報システム

電子計算組織単体またはネットワークにより構成された複数の電子計算組織を用いて情報を処理するための仕組みをいう。

情報セキュリティ

情報資産の機密を保持し、正確性および完全性を維持し、ならびに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

完全性

情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保することをいう。

可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されるこ

となく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

情報資産

情報システム、ネットワーク、記録媒体、帳票、重要情報を含む文書およびシステム設計書その他のドキュメント類ならびにこれらで取り扱われている情報をいう。

脅威

部外者の侵入、不正アクセス、ウィルス攻撃および情報資産の持ち出し等による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等をいう。

3 適用範囲

行政機関の範囲

この基本方針が適用される範囲は、教育委員会および教育委員会事務局（以下「事務局」という。）とする。ただし、事務局の職員についてこの基本方針に定めのない事項は、練馬区情報セキュリティに関する基本方針（平成27年10月5日）および練馬区情報セキュリティに関する要綱（平成20年3月31日19練企情第1686号）を適用する。

情報資産の範囲

この基本方針は、2 に規定する情報資産のうち、漏えい、破壊、改ざん、消去等またはそのおそれから保護するために管理を要するものを対象とする。

4 職員等の遵守義務

事務局の職員、教育委員等（以下これらを「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

5 情報セキュリティ対策

2 に規定する脅威から情報資産を保護するために、つぎに掲げる情報セキュリティ対策を講じる。

情報資産の分類と管理

教育委員会の保有する情報資産を機密性、完全性および可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線および職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項について、教育および啓発を行う等の人的な対策を講じる。

技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

ア 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、および必要に応じて契約に基づいた措置を講じる。

イ 外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ウ ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

6 情報セキュリティ点検の実施

情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じて情報セキュリティ点検を実施する。

7 情報セキュリティ対策の見直し

情報セキュリティ点検の結果および情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、5に掲げる情報セキュリティ対策を定期的または必要に応じて見直し、情報セキュリティの向上を図る。

付 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月10日
人事戦略担当部職員課

令和8年度組織改正について

1 組織改正の内容

現 行	改 正 後	主な改正内容
<p>教育振興部</p> <p>学務課</p>	<p>教育振興部</p> <p>(同左)</p> <p>→ <u>教育福祉課</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>特別な配慮が必要な児童生徒や保護者、学校への支援を強化するため、担当課を設置する。</p>

2 改正年月日

令和8年4月1日

3 区民への周知

ねりま区報3月21日号に掲載する。

令和8年3月23日
教育委員会事務局

令和8年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

1 令和8年度教育関係予算

(1) 教育費

- ア 日付 令和8年2月27日(金)
イ 場所 全員協議会室
ウ 質問要旨

<p>学校給食</p>	<p>1 給食費無償化について (1) 国の新たな支援内容と、支援開始による区の負担減少額について (2) 不登校児童生徒、私立小中学校の児童生徒に対する支援について (3) 学校給食費無償化事業経費が3億7千万円増加している理由について (4) 今後の物価高への対応について (5) 国や都の支援開始により軽減された予算の活用について (6) 国に対し中学校への助成拡大を求めることについて (7) 学校給食にかかる取組のPRについて</p> <p>2 学校給食における地場産農産物の活用について (1) 学校給食における地場産農産物の活用状況と効果について (2) 区内産農産物の配送に係る課題について (3) 学校教育への地場産農産物の活用について</p>
<p>幼稚園</p>	<p>3 私立幼稚園について (1) 私立幼稚園に対する給食費相当額の補助について (2) 私立幼稚園保育料補助金の代理受領方式について (3) 練馬こども園に対する人材確保に向けた支援について</p>
<p>教育内容等</p>	<p>4 発達障害について (1) 情緒障害固定学級の早期設置について (2) 児童や保護者に寄り添った就学相談の実施について (3) 発達障害児増加の要因について (4) 発達障害児支援に係る知識や理解の啓発について (5) 自閉症情緒学級(固定)の対象について (6) 自閉症情緒学級(固定)の必要性について (7) 特別な配慮が必要な児童の周辺の教育環境について (8) 特別な支援が必要な児童が起こしたトラブルへの対応について (9) 学校案内の「特別支援教室の指導」の記載内容について (10) 学習障害のある児童生徒数の把握について (11) 早期発見のためのスクリーニングテストの実施について</p> <p>5 体力向上について (1) 現状分析と改善策について (2) 体力向上検討委員会の構成員について (3) 運動会の開催時間や練習時間について (4) スマホ等の使用時間などの推奨や指導について (5) コーディネーショントレーニングについて</p>

6 部活動指導員等について

- (1) 部活動指導員及び外部指導員の任用人数について
- (2) 予算配当および指導員の配置基準、補助金の状況について
- (3) 部活動指導員の人物重視の任用について
- (4) 部活動指導員の募集期間を令和8年12月15日までとしていることについて
- (5) 地域クラブ活動との連携について

7 不登校支援について

- (1) 校内別室指導について
- (2) メタバース支援試行実施の成果について
- (3) メタバースを利用する児童生徒にかかる学校への情報提供について
- (4) メタバース支援の本格実施にあたっての課題について
- (5) メタバース支援にかかる今後の内容充実について
- (6) 特別支援学級や特別支援教室利用児童生徒のトライ・フリーマインドの利用について
- (7) 特別な支援が必要な不登校状態の児童生徒に対する支援について

8 学校生活支援員について

- (1) 採用方法や各学校からの要請に対する派遣の現状について
- (2) 今後の増員計画について
- (3) 小中学校への配置人数の内訳と配置基準について
- (4) 給与や処遇改善について
- (5) 配置による教員の実務負担軽減について
- (6) 採用者の資格等保有状況について
- (7) 期待する役割について

9 エデュケーション・アシスタントについて

- (1) エデュケーション・アシスタントと生活支援員の役割について
- (2) 職にふさわしい人材確保について
- (3) 育成方法について
- (4) 現在までの内定者数と応募者の経歴について

10 AI時代の教育のあり方について

- (1) AIと教育のかかわり方にかかる来年度の取組について

11 性暴力対策について

- (1) いのちの授業実施後の生徒・保護者の声について
- (2) 来年度のいのちの授業の内容等について

12 教員の働き方改革について

- (1) 教員のなり手不足の要因分析について
- (2) 新規教員の採用人数、欠員、代替教員が確保できなかった事例等について
- (3) 業務負担の把握方法について
- (4) 多様化する保護者からの相談や要望への対応について
- (5) 「教員の働き方改革推進プラン」にかかる改善状況について
- (6) 副校長の業務軽減について

学校施設・整備

- (7) 若手教員への支援について
- (8) 中学校より小学校の教員の方が病気休職者が多いことについて
- (9) 都事業である「学校業務改革推進支援」について

13 学校の改築等について

- (1) 中学武道場への空調設置スケジュール、校舎最上階への空調設置状況について
- (2) 中村小、中村西小の改築について

14 豊溪中学校の統合・再編について

- (1) 統合計画や指定校変更の前倒しが生徒に与える影響について
- (2) 生徒や保護者への説明や謝罪について
- (3) 学校評価アンケート結果のホームページへの掲載内容について

その他

15 中村小学校と奄美市立名瀬小学校との交流について

- (1) 中村小学校と奄美市立名瀬小学校との交流について

16 小学生の朝の居場所事業について

- (1) 事業目的、内容、利用者数の想定、モデル校の選定理由について
- (2) 安全管理体制について
- (3) 事業拡大に向けての課題について
- (4) 見守り員の従事に係る条件について
- (5) モデル校以外や国立・私立学校への支援について

17 教育福祉課について

- (1) 教育福祉課設置の経緯と目的について
- (2) 教育福祉課の支援対象について
- (3) 5歳児検診後の対応と連携について
- (4) 近年の就学相談件数の傾向について
- (5) 知的障害学級増設に向けた進捗状況について
- (6) 教育福祉課新設による変化について
- (7) 特別支援教育の質の確保と向上について
- (8) 特別な支援が必要な児童が起こしたトラブルへの対応について
- (9) 言語聴覚士や作業療法士などの専門的人材の活用について
- (10) 支援調整会議の基準や対応について

18 学校内の安全確保について

- (1) 電気錠が学校の安全に果たす役割や効果について
- (2) 学校の防犯カメラの増設について

19 標準服について

- (1) 平均額と最高額について
- (2) 高額となる理由について
- (3) 競争性や透明性の担保について、また取り組み事例について
- (4) 必要性や価格についての保護者や児童生徒への意見聴取について
- (5) 入学準備費の在り方の検討について

20 小中学校の女子トイレへの生理用品配置について

- (1) 生理用品の設置状況および補充等の対応者について
- (2) 生理用品の配置に係る予算措置について
- (3) 区へ寄せられている声について
- (4) 現在までの課題および包括的性教育の推進について

21 教育費の負担軽減について

- (1) 私費で分類された学用品の費用総額の積算想定について
- (2) 子育て世帯の負担として適正・妥当な金額について
- (3) 保護者が負担している費用総額の調査について
- (4) 義務教育に係る費用の完全無償化について
- (5) 就学援助認定基準および入学準備費の他区との比較について

22 スクールソーシャルワーカーについて

- (1) 人数や配置状況等について

23 保護者向け情報伝達サービス「sigfy」の活用について

- (1) 各校における活用の平準化について

24 いじめ対策について

- (1) いじめ認知後の初動対応や再発確認等について

(2) こども家庭費

ア 日付 令和8年3月2日(月)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

児童虐待対応	<p>1 子ども家庭支援センターの対応状況について</p> <p>(1) 次年度を含めた母子保健と児童福祉の一体的な支援の充実の取組状況について</p> <p>(2) 人材育成につなげる都区合同の研修の実施について</p> <p>(3) 困難事例の現状および要保護児童の人数について</p>
子育て支援	<p>2 子どもがいる家庭のDV事案に対する対応について</p> <p>(1) 保育所と子ども家庭支援センターの望ましい関係や連携について</p> <p>(2) 保育所でDV事案を把握した場合の子ども家庭支援センターへの相談について</p> <p>(3) 外国籍の相談者に対する子ども家庭支援センターの対応について</p> <p>3 子ども医療費助成制度について</p> <p>(1) マル青医療費助成の都補助率について</p> <p>(2) マル青の区負担分の財源および影響について</p> <p>(3) 令和6年度決算のマル乳、マル子、マル青の対象者数および一人当たりの助成額について</p> <p>4 ベビーシッター利用支援について</p> <p>(1) 直近の利用状況および年間の利用上限時間の管理について</p> <p>(2) 事業者の選択について不安に感じる事等利用者への意見聴取について</p> <p>(3) 質の担保および認定事業者に対する指導・監督について</p> <p>(4) 事業者が対応できない子育ての悩みに対する子育て施策への連携について</p> <p>5 子育てスタート応援券について</p> <p>(1) 電子化に向けた取組内容および電子化によるメリットについて</p> <p>(2) アンケート機能の搭載およびパンフレットの配布について</p>
保育	<p>6 保育需要への対応について</p> <p>(1) 保育園1次募集の結果等について</p> <p>(2) 今後の対策について</p> <p>(3) 本庁舎等での保育スペースの活用について</p> <p>(4) 子育て世帯の多いマンション等における保育施設としての活用について</p> <p>(5) 都と連携した企業主導型保育施設の検討について</p> <p>(6) 保育事業者および人材の確保の取り組みの強化について</p> <p>(7) 保育を必要とする区民の方からの声について</p> <p>(8) 保育希望者が多い中で需要に対応していく区の認識について</p> <p>(9) 公的な区立の保育園を増やすことについて</p> <p>(10) 子育てのあり方について(家庭における保育と行政支援のあり方)</p>

7 保育料無償化の影響・待機児童対策について

- (1) 来年度4月の申込状況および待機児童ゼロの継続達成について
- (2) 無償化による在宅子育て世帯への影響について
- (3) 育休取得による1・2歳児の保育需要増加に係る分析について
- (4) 申込の早期化について
- (5) 現状の1年保育の実施年齢および状況について
- (6) 保育料無償化による1年保育の影響について
- (7) 私立認可園等での需要急増による対応および新設園の整備の際に要する時間や経費について
- (8) 「時限的な公設公営保育園」の設置の検討について
- (9) 来年度実施する計画の見直しの際の公立による取組の検討について
- (10) 保育所に入れなかった児童に対する保育の必要性の認定について
- (11) 保育所に入れなかった児童が入れるための対策について
- (12) 待機児童から除かれた人へのニーズ調査の実施について
- (13) 育児休業中の保護者へのアンケートについて
- (14) 保活保護者へのアンケートに基づく意見について
- (15) 待機児童ゼロ宣言について
- (16) 認可保育園の増設理由となる「ひっ迫した状況」における立野町以外の地域について
- (17) ひっ迫した状況の地域に認可保育園を増設する必要性および可能性について

8 保育園の委託化・民営化・直営園の今後について

- (1) 直営保育園の年齢構成について
- (2) 保育士職員の採用再開の人数および再来年度以降の見込みについて
- (3) 直営保育園の役割や機能について

9 保育所の安全対策と選考について

- (1) 園児の安全確保における取組および園長会等の現場の声について
- (2) 対応に関する保護者の意見および今後の対応について
- (3) 婚姻が認められていない同性の場合における保育園や学童クラブの選考について

10 保育の交流・体験事業について

- (1) 1日保育士体験事業の実績および利用者の声について

11 共同親権について

- (1) 職員向けの研修等の準備状況について
- (2) 保育園の運動会等にて難しい判断が必要な場合の対応について
- (3) 共同親権の導入により保育園等の現場で対応困難な事例が発生した場合について
- (4) 面会交流について
- (5) 子ども家庭支援センターでの弁護士への相談について

12 谷原保育園の閉園について

- (1) 2歳児1年保育を実施する目的について
- (2) 谷原地域の保育園の状況について

放課後児童対策

- (3) 谷原保育園の閉園計画の中止について
- (4) 谷原保育園の計画について
- (5) 小規模保育所および残る直営保育園の活用について

13 こども誰でも通園事業について

- (1) 本事業の活用状況について

14 学童クラブ等について

- (1) 直近10年の学童クラブの需要、利用定員および待機児童数の変化について
- (2) 学童クラブの申請者数増加の要因および中期的な需給動向について
- (3) 学童クラブの地域別の申請者数および定員の確保について
- (4) 学童クラブの需給がひっ迫が想定される地域が生じた場合の民間学童クラブによる定員拡大について
- (5) 学童クラブの申請状況、「ねりっこプラス」の実施校および登録児童数の見込みについて
- (6) 専門職員の確保について
- (7) 区内の認証取得を進めている学童クラブおよび影響について
- (8) ねりっこプラスに登録した児童の保護者が学級閉鎖時に利用児童数の見込みについて
- (9) 民間学童クラブに対する運営費補助金について
- (10) 東京都から示された学童クラブ職員を対象とした住宅借り上げ事業への補助制度について
- (11) 学童クラブにおける長期休業中の昼食提供について
- (12) 学童クラブ等の運営等にこどもの意見を反映させる取組について
- (13) 学童クラブ入会案内の記載欄について
- (14) 全施設認証学童クラブへの移行達成への学童クラブ職員への処遇改善について

15 児童館について

- (1) 光が丘なかよし児童館の屋外運動場の有効活用について
- (2) 中村児童館の避難経路について

若者支援

16 ヤングケアラー支援について

- (1) ヤングケアラー支援の流れについて
- (2) ヤングケアラーの気づきにつながる取組について

17 ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトについて

- (1) 本事業を開始した目的および意義について
- (2) 寄付の状況について
- (3) 「生活の支援」における経済的支援の状況および利用者の声について
- (4) 運用上の基本的な考え方および来年度充実する内容について
- (5) 「居場所の支援」における具体的な内容および実績について
- (6) 「居場所の支援」における参加者の声および課題について
- (7) 「法律相談」における相談内容および事例について
- (8) 「つたえる」における想定する講師および印刷物を確実に届けていく工夫について

青少年育成

- (9) 児童福祉に対する想いについて
- (10) 利用者がどのように知って繋がっているかについて
- (11) 児童養護施設のアフターケアおよび本プロジェクトへの声について
- (12) 居場所の利用者およびスタッフについて
- (13) 児童養護施設等を退所する前から居場所の利用につなげる対応について
- (14) 金銭管理につながる取組および働きかけについて

18 ねりま若者サポートステーションについて

- (1) 居場所事業の評価について

19 ねりま遊遊スクールについて

- (1) 開始時期および目的について
- (2) 30年目となった団体等への表彰等について
- (3) 開始当初および今年度の委託団体数について
- (4) 令和6年度の実績および令和7年度の見込みについて
- (5) 開催場所および委託料の支払いについて
- (6) 委託料の金額変更等について
- (7) 物価高騰による参加者や団体からの声について
- (8) 物価高騰による委託料の増額の検討について

20 青少年育成地区委員会について

- (1) 物価高騰による委託料の増額の検討について
- (2) 地区委員の活動の負担に関するヒアリングやアンケートの実施について
- (3) 育成活動へのsigfyの活用および周知について

(3) 全教補充質疑

ア 日付 令和8年3月5日(木)・3月6日(金)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

学校施設・整備	1 学校の断熱化について (1) 遮熱フィルムや遮熱カーテンの設置状況について (2) 遮熱フィルムや遮熱カーテンの全校の設置について
教育内容等	2 学習障害への対応等について (1) エデュケーション・アシスタント導入の経緯や課題経緯について (2) 学習障害の早期発見および状況把握について (3) 合理的配慮が円滑に受けられる体制整備について (4) 学習障害へ対応する各種アプリの試行環境整備について (5) 小学校就学前に子どもの情報を照会・提供を求める場合について (6) 特別支援学級や特別支援教室に転学する場合の情報連携について (7) 一元的な情報管理と共有に向けた教育福祉課の仕組みについて 3 不登校児童のオンライン授業について (1) 校内別室指導の支援員の学習指導について (2) オンライン授業の導入について 4 Jアラート等について (1) Jアラートに対応した避難訓練の実施校数や実施内容について (2) 子どもたちから不安に感じる声があるかについて 5 部活動地域展開について (1) 今後の方向性について (2) 区内での部活動の交流について 6 学校選択制および豊浜中学校の統合・再編について (1) 豊浜中で行った指定校変更の前倒しについて (2) 学校選択制の導入経緯、指定校変更との違いについて (3) 学校選択制で受入上限が設定されている理由について (4) 学校選択制と過小・過大規模校との関連について (5) 選択制度で抽選に落ちることによる子どもたちへの影響について (6) 学校選択制度の問題点について (7) 長期的な視点に立った施設整備や人員体制の構築が困難となることについて (8) 豊浜中の統廃合計画を中止すること、準備会を開かないこと の要求について 7 運動会について (1) 開催日程等の統一化について (2) 体育発表会という名称の変更について (3) 適切に順位をつけることでの教育効果について 8 いじめ対策について (1) 「誰にも相談できない」児童生徒のフォロー状況等の把握について (2) 外部連携・権利救済の強化体制を図る考えについて

子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> (3) 教育プログラムや介入施策を学校現場の標準的な取組として制度化する考えについて (4) 傍観者が介入できる態度や行動を育むためのカリキュラム整備等の予算措置について
保育	<p>9 ファミリーサポート事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ファミリーサポートと養育里親制度の連携検討について <p>10 第3子祝金について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施と金額変更の経緯について (2) 第2子からの支給、祝金の増額検討について (3) 区の少子化対策について <p>11 障害児保育への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害児受入園に対する巡回指導の目的と現状の支援について <p>12 保育料無償化の影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1歳児1年保育利用者の翌年度の園への円滑な移行について (2) 保育人材の確保について (3) 子育てスタート応援券の在宅子育て家庭への追加支給について (4) 育休終了者への優先枠の設定について
放課後児童対策	<p>13 学童クラブ昼食提供事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 提供事業者への運送費の補助の実施について <p>14 児童館について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童館の利用者数および利用傾向について (2) 日曜・祝日における来館者数および利用者の声について (3) 開館日・開館時間の拡大について (4) 多世帯の子どもたちが利用できる複合型児童施設について
その他	<p>15 ひまわり110番について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施主体であるPTA等の人手不足等を受けた区の今後の取組について <p>16 子どもの意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもへの意見募集における子ども向け計画の概要版の作成について (2) ワークショップ等にて子どもの意見を聞く取組について <p>17 保護者向け情報伝達サービス「sigfy」による不審者情報の配信について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) sigfy配信の運用改善について (2) sigfy配信における学校への周知について <p>18 P T Aへの支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) P T Aの存在意義や地域における役割について (2) P T Aの解散、重要性や地域とのつながり等の学校現場における認識について (3) P T Aの組織状況、位置づけ、区における所管について (4) 区の積極的な支援について

19 美術館・貫井図書館の再整備について

- (1) 休館期間中の事業について

20 青少年館リニューアルに向けて青少年課の今後の役割について

- (1) 春日町青少年館改築に向けた役割の整理について

21 図書館の図書の香害対応について

- (1) 図書の臭いや香りへの対策について
(2) 図書除菌機を使用していることの表記について
(3) 香害のポスター等による館内での周知について

2 令和7年度教育関係予算 補正予算質疑（令和7年度補正予算（補正第3号））

（1）日付 令和8年3月4日（水）

（2）場所 全員協議会室

（3）質問要旨

<p>教育内容等</p>	<p>1 特別支援教育について (1) 障害のある児童生徒の学習状況の評価について (2) 管理職を対象とした合理的配慮の研修の方法や内容の見直しについて (3) 差別にあたる事例を収集し全校で共有することについて</p> <p>2 保護者負担軽減について (1) 補正予算で計上した就学援助費に内容について (2) 練馬区学用品公費・私費区分ガイドラインの内容について (3) ガイドラインを示したことによる保護者負担の軽減について (4) 公費負担を拡大・充実したものについて</p> <p>3 外国籍児童生徒対応について (1) 外国籍の児童生徒のうち未就学者数について (2) 未就学の子どもの確認を行う個別訪問における実績について (3) 外国籍児童生徒の就学先の確認における体制の充実等について (4) 日本語指導推進校の検証について (5) 加配職員による日本語指導への支援について</p>
<p>学校施設・整備</p>	<p>4 石神井小学校増築について (1) 減額補正の理由について (2) 現在の進捗状況、今後のスケジュール、建設規模や教室数について (3) 昨年度取得した交差点を挟んで反対側の土地の活用法について</p>
<p>学校給食</p>	<p>5 学校給食における区内産農産物の活用について (1) 区内産野菜の使用状況について (2) 地場産物の活用状況の指標および近隣農業者との交流について (3) 食農教育連絡会議の開催状況について (4) 練馬産野菜の使用をさらに進めるための課題および解決について (5) 区内産農産物の配送に係る課題について</p>
<p>子育て支援</p>	<p>6 乳幼児一時預かりについて (1) 地域子ども家庭支援センター関分室開室後の利用状況について (2) 受入枠の確保に向けた今後の方針について</p>
<p>保育</p>	<p>7 認定こども園給付費について (1) 練馬こども園から認定こども園への移行について</p>

令和8年3月23日
教育振興部学務課

今後の特別支援学級の増設について

今後の区立小中学校における特別支援教育や特別な配慮を必要とする児童生徒への取組を充実させるため、令和7年3月に策定した「練馬区特別支援教育実施方針」に基づき、特別支援学級を増設する。

1 知的障害学級

(1) 増設の考え方

既存の知的障害学級在籍者数や地域的な偏在等を考慮し、今後の小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定する。

(2) 増設予定校

	学校名	備考
令和9年度	中村西小学校 (改築校)	9年度の1学期に既存校舎内で開級し、2学期に仮設校舎へ移転
令和13年度	大泉学園中学校 (改築校)	12年度2学期から仮設校舎の使用を開始するが、12年度は準備期間とし、13年度1学期に開級

※今後の学級在籍児童生徒数の推移等を踏まえ、上記以外の学校への学級増設を検討する。

2 自閉症・情緒障害学級（固定学級）

(1) 新設の考え方

自閉症・情緒障害学級（固定学級）のニーズを考慮し、特別支援教室拠点校のスペースの活用等により、早期設置を図るとともに、今後の小中学校の改築計画を踏まえて設置校を選定する。

(2) 設置予定校

	学校名	備考
令和10年度	豊玉南小学校	既存校（特別支援教室拠点校）
令和10年度	豊玉第二中学校	既存校（特別支援教室拠点校）
令和11年度	八坂中学校	既存校（特別支援教室拠点校）
令和15年度	上石神井中学校	改築校

※今後の学級在籍児童生徒数の推移等を踏まえ、上記以外の学校への学級設置を検討する。

令和 8 年 3 月 23 日
教育振興部学務課
こども家庭部こども施策企画課

練馬こども園に対する新規補助事業の開始等および
私立幼稚園園児保護者補助金の支給方法の変更について

令和 8 年度より、練馬こども園、私立幼稚園および園児保護者への支援、負担軽減に向け、下記のとおり、補助制度の新規創設・充実を行う。

記

1 練馬こども園低年齢型運営支援補助事業の開始

(1) 事業概要

ア 事業目的

練馬こども園低年齢型(※)を運営する私立幼稚園に対し、開設および運営体制確保に必要な経費を補助する。

※ 3歳未満児を対象とした9時間以上の保育

イ 補助対象園

練馬こども園低年齢型を運営する私立幼稚園

ウ 補助対象経費

練馬こども園運営に必要な人件費その他の体制確保費

エ 補助金額

ア) 令和 5 年度以降に練馬こども園低年齢型の運営を開始した園
低年齢型定員数×開所時間等に応じた単価 (600 千円～800 千円)

※ 1 施設当たりの補助上限額は、10,000 千円

イ) 令和 4 年度までに練馬こども園低年齢型の運営を開始した園
以下ア)およびイ)の合計額

ア) 低年齢型定員数×開所時間等に応じた単価 (360 千円～480 千円)

※ 1 施設当たりの補助上限額は、6,000 千円

イ) 2,000 千円

※ 練馬こども園低年齢型の定員を増員した場合に限る。

オ 補助回数

1 回限り

カ 補助事業実施期間

4 年間 (令和 8 年度から令和 11 年度まで)

(2) 経費

81,020 千円

2 練馬こども園化推進補助事業（家賃手当補助）の制度拡充

(1) 事業目的

練馬こども園の安定した運営が継続できるよう、園が職員へ支給する家賃手当に係る経費を補助する。

(2) 制度拡充内容

家賃手当補助の対象となる職員の要件を、つぎのとおり変更する。

（現 行）練馬こども園業務に従事し、採用10年目以内の保育士、幼稚園教諭等

（変更後）練馬こども園業務に従事し、本制度（家賃手当補助）を適用してから10年目以内の保育士、幼稚園教諭等

(3) 経費

42,274千円

3 私立幼稚園園児保護者補助金の支給方法の変更

(1) 概要

私立幼稚園園児保護者に対する区からの補助金について、支給方法を償還払い方式(※1)から法定代理受領方式(※2)へ変更する。

(※1) 償還払い方式

園が保育料等の費用を保護者から徴収する際、区から保護者へ支給される補助額分を考慮せず（差し引かず）徴収する方式。保護者の一時的な費用負担が大きい。

保護者への補助金は、後日区から支給する。

(※2) 法定代理受領方式

園が保育料等の費用を保護者から徴収する際、区から保護者へ支給される補助額分を差し引いた上で徴収する方式。保護者の一時的な費用負担が小さい。

(2) 法定代理受領方式へ変更する補助金

ア 副食費補助金

イ 預かり保育料補助金

(3) 法定代理受領対象者

区内の私立幼稚園に通う園児の保護者

(4) その他

保育料（預かり保育料を除く。）に係る補助金については、国が定める標準システムの稼働に合わせ、令和9年4月から法定代理受領方式への移行を予定

令和 8 年 3 月 23 日
こども家庭部こども施策企画課

第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）の改正により、市町村子ども・子育て支援事業計画に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）に係る基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を示すことが求められている。

これを踏まえ、当該事項に関する区の考え方を示すため、第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画の代用計画を以下のとおり策定する。

1 基本指針改正の趣旨

国制度では、乳児等通園支援事業が満 3 歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、区における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策について、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることを求めるものである。

当該事項については、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴取した上で、計画の変更または国が示す参考様式を用いて代用計画を策定する必要がある。

2 区への対応

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項について、以下のとおり代用計画により定める。

- (1) 乳児等通園支援事業は、乳幼児期の発達を切れ目なく支援するため、3 歳になる年度末まで利用できるよう制度を拡充して実施する。
- (2) 乳児等通園支援事業利用終了後の保護者に対する教育・保育施設への円滑な移行を支援する。

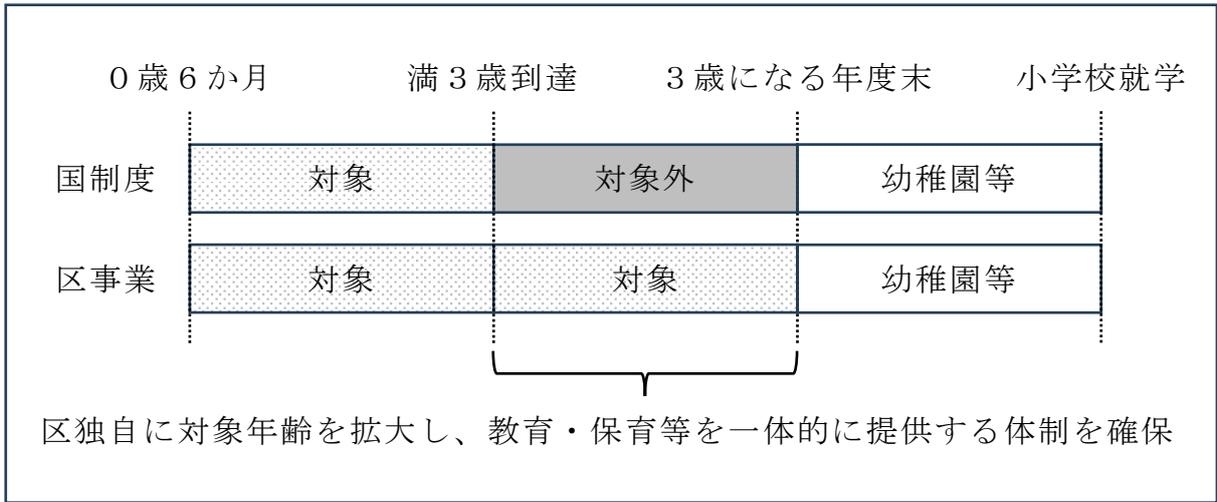
3 代用計画（案）

別添のとおりに

4 経過および今後の予定

令和 8 年 2 月	練馬区子ども・子育て会議で意見聴取
3 月	代用計画策定
4 月	区ホームページで公表

【参考】 こども誰でも通園事業の対象年齢



案

別添

(参考様式)

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

練馬区

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

- 乳児等通園支援事業は、乳幼児期の発達を切れ目なく支援するため、3歳になる年度末まで利用できるよう制度を拡充して実施する。
- 乳児等通園支援事業利用終了後の保護者に対する教育・保育施設への円滑な移行を支援する。